

都市公園での撮影に係る遵守事項について

京都府京都土木事務所

都市公園での撮影にあたっては、下記事項を遵守してください。

記

1 公園内での撮影について

- 撮影のために公園を排他独占的に使用することは認めていません。他の公園利用者とトラブルにならないよう、譲り合って使用してください。
- テント等を公園内に設置する場合は、別途許可が必要となります。(有料)
雨天等に使用する場合も含め、事前にその旨、申し出てください。
- 許可を受けた機材や設置物以外の持ち込みは禁止しています。
- 撮影後は、清掃・ごみの持ち帰り等により撮影前の状態に、周辺を原状回復してください。
- 航空局の飛行許可を取得した場合でも、公園内でのドローンを使用した撮影は認めておりません。

2 自動車・バイクの乗り入れについて

- 自動車の公園内への乗り入れは原則禁止されており、資材の搬入・搬出の場合に限り認めています。乗り入れる場合は必ず事前に許可を得てください。
- 公園内へのバイクの乗り入れは認めておりません。
- 運転者に、車両乗入承諾書に記載の注意事項を説明し、運転者が理解したことを確認のうえ、各項目にチェックを入れて、運転者に署名いただくようお願いします。
- 車両乗入承諾書は、フロントガラス又はその付近の外から見えやすい場所に掲示してください。
- 車両は資材の搬出・搬入が終われば、速やかに退去願います。(駐車場としての使用は不可)
- 公園内進入路の車止めの開閉にあたっては、自動車の出入りの都度施錠してください。

3 その他

- 撮影現地では、当所職員等の指示に従ってください。
- 都市公園法及び府立都市公園条例の他、関係法令（河川法、道路交通法等）等を遵守してください。
- 公園の施設・樹木等を損傷させた場合は、ただちに、当土木事務所に連絡願います。
- 虚偽の申請や許可条件、注意事項が遵守されない等、悪質な行為があった場合は、当該許可を取り消し、今後の使用を認めない場合があります。